

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律について

1 趣 旨

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進する。

2 法律の概要

（1）基本方針の策定等

主務大臣は、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を定める。基本方針では、再生利用等の量に関する目標を、平成18年度に発生する量の20%以上と定める。

食品循環資源：食品廃棄物であって、飼料・肥料等の原材料となるなど有用なもの

再生利用：食品循環資源を飼料・肥料・油脂及び油脂製品・メタンとして利用し、又は利用する者に譲渡すること

再生利用等：再生利用、発生抑制、減量（乾燥・脱水・発酵・炭化）

消費者及び事業者は、食品廃棄物の発生抑制に努めるとともに、食品循環資源の再生利用により得られた製品の使用等に努めるものとする。

（2）食品関連事業者による再生利用等の実施

食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用等に取り組むものとする。判断の基準となるべき事項では再生利用等の実施の原則、発生抑制の方法、特定肥飼料等の製造基準等について定める。

主務大臣は、食品関連事業者に対し、必要があると認めるときは、指導、助言を行うことができるものとする。

主務大臣は、再生利用等が基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、食品関連事業者（年間の食品廃棄物等の発生量が100トン以上のもの）に対し、勧告、公表及び命令を行うことができるものとする。

（3）再生利用を実施するための措置

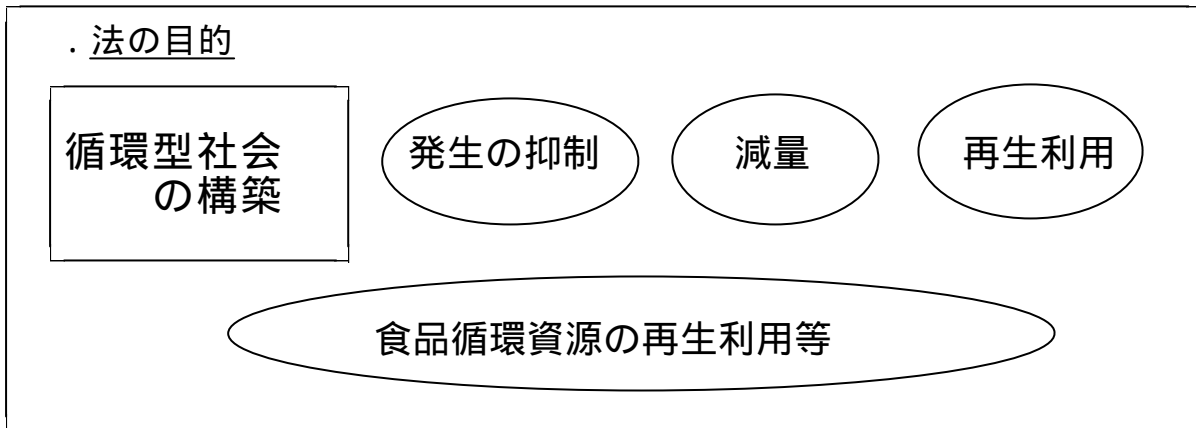
食品循環資源の肥飼料化等を行う事業者についての登録制度を設け、委託による再生利用を促進。この場合、廃棄物処理法の特例等（運搬先の許可不要、料金の上限規制をやめ事前の届出制を採用、差別的取扱の禁止）及び肥料取締法・飼料安全法の特例（製造・販売の届出不要）を講ずる。

食品関連事業者が、農林漁業者等の利用者や肥飼料化等を行う者と共同して再生利用事業計画を作成、認定を受ける仕組みを設け、三者一体となった再生利用を促進。この場合、廃棄物処理法の特例等及び肥料取締法・飼料安全法の特例を講ずる。

（4）施行日

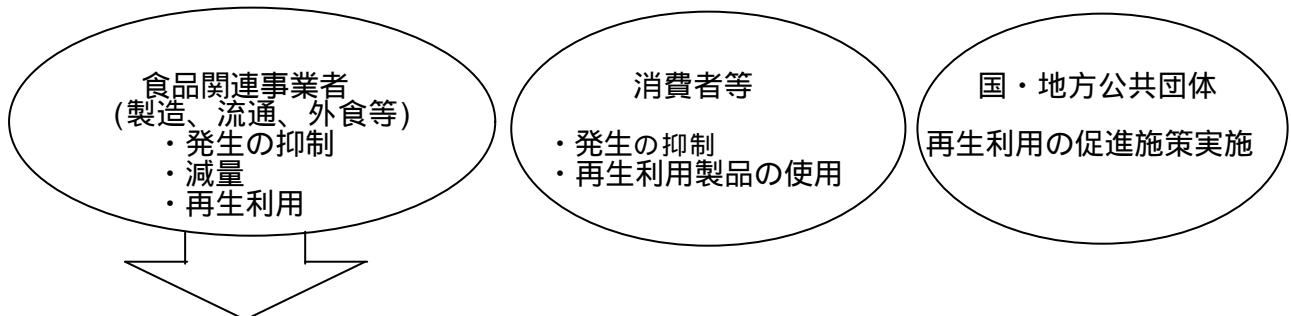
平成13年5月1日

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律



- ・ 基本方針の策定（農林水産、環境、財務、厚生労働、経済産業、国土交通大臣）
- ・ 再生利用等の促進の基本的方向
 - ・ 再生利用等を実施すべき量に関する目標（平成18年度に20%の再生利用等）
 - ・ 再生利用等の促進のための措置
 - ・ 再生利用等の意義に関する知識の普及等

・ 関係者の責務



<p>・ 事業者への勧告、指導等</p> <p>国は、事業者による再生利用等の促進のために「判断の基準」を策定</p> <p>↓</p> <p>「判断の基準」に沿った取組み</p> <p>↓</p> <p>主務大臣の指導・助言</p> <p>↓</p> <p>発生量が一定以上の者</p> <p>↓</p> <p>勧告・公表</p> <p>↓</p> <p>命令・罰則</p> <p>発生量 100トン/年</p>	<p>・ 事業者の再生利用等の円滑化</p> <p>登録再生利用事業者制度</p> <p>イ 廃棄物処理法の特例： ・ 登録事業者のもとへ再生利用のため食品廃棄物を運搬する場合、運搬先の市町村の許可が不要</p> <p>ロ 肥料取締法、飼料安全法の特例 ・ 登録事業者は製造の届出不要</p> <p>再生利用事業計画の認定制度</p> <p>イ 廃棄物処理法の特例： ・ 認定計画に基づいて食品廃棄物を運搬する場合、運搬先の市町村の許可不要</p> <p>ロ 肥料取締法、飼料安全法の特例 ・ 認定された事業者は製造の届出不要</p>
---	---

食品リサイクル法のポイント

主務大臣 (環境大臣、農林水産大臣等)

基本方針の作成

・数値目標 (平成18年度までに年間排出量の20%削減)

・再生利用等の方策 等

事業者の判断基準の策定

・発生抑制の基準 ・減量の基準 ・再生利用の基準 等

(実効確保措置)



指導 助言



勧告 命令等

(取組みが著しく不十分)

食品関連事業者

食品の製造、流通、販売、
外食など (約100万業者)

うち年間排出量100以上の
者 (約1万6千業者)

食品廃棄物全体の約6割

(促進のための措置)

登録

再生利用事業者



食品循環資源

食品関連事業者

委託による再生利用を推進

認定

食品関連事業者
(再生利用事業計画)

食品循環資源

再生利用事業者

有機農産物

農林漁業者等

特定肥飼料

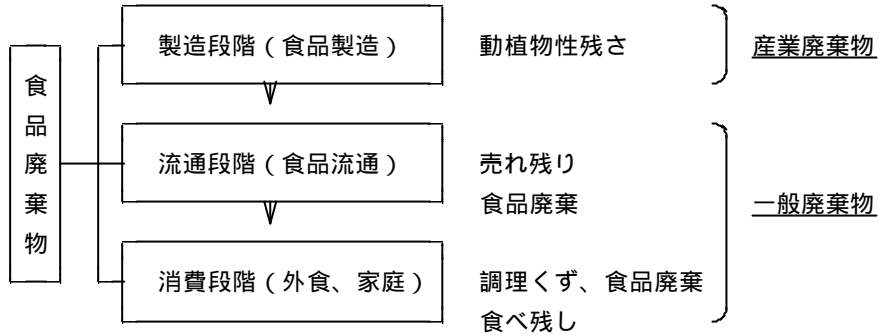
利用を含めた計画的な再生利用を促進

・廃棄物処理法の特例 (荷卸しに係る一般廃棄物の収集運搬業の許可不要)

・肥料取締法・飼料安全法の特例 (農林水産大臣への届出不要)

食品廃棄物の分類及び発生等状況

食品廃棄物の分類：食品廃棄物は、産業廃棄物として食品製造業から、一般廃棄物として(ア)事業系は食品流通業及び外食産業から、(イ)家庭系は家庭から排出



食品廃棄物の発生及び処理状況

	発生量	処 分				
		焼却埋立	再生利用			
			肥料化	飼料化	その他	計
一般廃棄物 うち事業系 うち家庭系	1,600万トン 600万トン 1,000万トン	1,595万トン (99.7%)	5万トン (0.3%)	-	-	5万トン (0.3%)
産業廃棄物	340万トン	177万トン (52%)	47万トン (14%)	104万トン (31%)	12万トン (3%)	163万トン (48%)
事業系の合計 (合計から家庭系一般廃棄物を除いたもの)	940万トン	775万トン (83%)	49万トン (5%)	104万トン (11%)	12万トン (1%)	165万トン (17%)
合 計	1,940万トン	1,772万トン (91%)	52万トン (3%)	104万トン (5%)	12万トン (1%)	168万トン (9%)

(H 8 厚生省資料等から推計)

食品リサイクル法における廃棄物処理法等の特例措置について

再生利用を円滑に実施するためには、広域的な再生利用の実施が必要です。

このため、食品リサイクル法においては、一般廃棄物の収集運搬業の許可等について、廃棄物処理法の特例を設けています。(食品廃棄物等が廃棄物処理法上の廃棄物に該当する場合には、処理業の許可、処理施設の設置の許可等の廃棄物処理法上の手続が必要です。)

また、手続きの簡素化を図る観点から、肥料取締法及び飼料安全法についても、登録再生利用事業者等に対し、製造、販売等の届出を不要としています。

< 一般廃棄物収集運搬業の許可の特例の内容 >

